

イギリスにおける教育改革の試み —アカデミー政策をめぐって—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子

【目次】

はじめに

I イギリスのアカデミー政策と教育及び養子縁組法案

- 1 イギリスのアカデミー政策
- 2 教育及び養子縁組法案の提出から成立まで

II 2016年教育及び養子縁組法の主な内容

- 1 2006年法改正部分（第1条～第6条）の概要
- 2 2010年法改正部分（第7条～第14条）の概要

おわりに

翻訳：2016年教育及び養子縁組法（抄）

はじめに

イギリスでは、教育政策の一つとして、公費により維持される初等中等学校⁽¹⁾（以下「公費維持学校」という。）を、国から補助金を得て自律的に運営するアカデミーへと転換する政策が2002年に労働党政権により導入され、2010年から保守・自由民主党連立政権下で拡大されてきた。2016年3月16日、アカデミー政策の推進を目的として、アカデミーへ転換する対象校の範囲拡大等を定めた「2016年教育及び養子縁組法（Education and Adoption Act 2016 (c.6)）」⁽²⁾が制定された。本稿では、アカデミー政策を概観した上で、同法の制定の背景と概要を紹介し、併せて同法を抄訳する。

I イギリスのアカデミー政策と教育及び養子縁組法案

1 イギリスのアカデミー政策

アカデミー政策は、「2002年教育法（Education Act 2002 (c.32)）」⁽³⁾に基づき、2002年に労働党政権が、教育水準の向上を目的としてイングランドに導入した、公費維持学校をアカデミーに転換させる教育政策である⁽⁴⁾。アカデミー政策のねらいは、教育課程や教員の雇用条件などについて学校側に裁量を持たせることによって、教育の自由度を高め、民間の

* 本稿におけるインターネット資料の最終アクセス日は、2016年11月30日である。

(1) 公費維持学校（maintained school）には、地方自治体が設置・運営する公立学校のほか、教会等が設置・運営する地方補助学校（foundation school）又は有志団体立学校（voluntary school）などの公営学校が含まれる。これに対して、独立校は公費を受けない私立校全般を指し、パブリックスクールはその代表的な例である。

(2) Education and Adoption Act 2016 (c.6) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/6/contents>> なお、同法の適用範囲はイングランド及びウェールズである。ウェールズに関しては法律の実施に当たり、必要な施行規則や命令等の委任立法（statutory instrument）制定権限がウェールズ議会に委譲されているが、2016年11月30日現在、ウェールズにおいて委任立法は制定されていない。そのため、本稿ではイングランドについてのみ扱う。

(3) Education Act 2002 (c.32) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/32/contents>>

資金とノウハウを活用して成績を向上させるというものであった。

アカデミーは、公費維持学校とは異なり、国から直接補助金を得て、かつ、チャリティ (charity)⁽⁵⁾ がその所有者となることで、地方自治体において教育等を所管する地方当局からの高い独立性を持つ一方、公費から補助金を得ている点で、私立の独立校とは異なる。また、公費による運営を基本としながらも、個人の慈善家、企業、宗教団体、慈善団体、大学などの多様な賛助者 (sponsor) を得ることも可能である。表 1 は、アカデミーの特徴を、代表的な公費維持学校である公立学校、私立の独立校と比較し整理したものである。

表 1 アカデミーとその他の主な学校の比較

	公立学校	アカデミー	独立校
所有者	・地方当局	・チャリティ	・通常、チャリティ
維持経費 (補助金)	・地方から配分	・国からの補助金 ・賛助者からの寄付金	・公的補助なし
授業料	・無償	・無償	・有償
地方当局との関係	・地方当局による管理・規制	・地方当局の規制なし	・地方当局の規制なし
教育課程	・全国共通カリキュラムに準拠	・全国共通カリキュラムへの準拠義務なし (2010 年以降) ・学期や授業日は学校が決定	・全国共通カリキュラムへの準拠義務なし ・学期や授業日は学校が決定
教員の雇用	・地方当局が雇用者 (任命者) ・国の定める「給与・勤務条件文書」に従う	・学校が雇用者 ・国の定める「給与・勤務条件文書」に従う義務なし	・学校が雇用者 ・国の定める「給与・勤務条件文書」に従う義務なし

(出典) “Comparison of different types of school: a guide to schools in England,” New Schools Network, 2015.1. <<http://www.newschoolsnetwork.org/sites/default/files/files/pdf/Differences%20across%20school%20types.pdf>> 等を基に筆者作成。

2002 年に労働党政権下で、アカデミーへの転換 (アカデミー化) の対象とされたのは、外部監査機関である教育水準局 (Office for Standards in Education, Children’s Services and Skills. 以下「Ofsted」という。) の監査の結果、成績不振 (failing) と判定された公費維持中等学校⁽⁶⁾ である。

導入当初にアカデミー化された学校の大部分は、都市部に位置しており、地域の特徴としては、一般的に経済的に恵まれない、特別な教育的ニーズがある、民族的な多様性が顕著である等が挙げられる。アカデミー化によってこのような問題を抱える学校の立て直しを図り、教育格差を是正することも政策の目的の大きな位置を占めていた⁽⁷⁾。

労働党政権時代は、このように成績不振の公費維持中等学校を対象としていたのに対して、2010 年 5 月に誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、アカデミー化の対象を公費

(4) アカデミー政策の変遷については以下の資料を参照。文部科学省『諸外国の教育動向 2015 年度版』2016, pp.76-79; 青木研作「イギリス連立政権下のアカデミー政策—学校の自律化が与える地方教育行政への影響に着目して—」『日英教育研究フォーラム』19 号, 2015.9, pp.45-58. 日英教育学会ウェブサイト <http://www.juef.sakura.ne.jp/bulletin/vol.19/juef_2015_19_05_aoki.pdf> なお、アカデミーは当初「シティアカデミー」と呼ばれたが、本稿では便宜上、アカデミーと記す。

(5) 一般にチャリティとは、貧困救済、教育振興、宗教活動の支援その他公益のために設けられる団体の総称である。教育分野においては、チャリティの一形態であるトラスト (charity trust) と呼ばれることもある。文部科学省生涯学習政策局調査企画課 [編]『諸外国の教育動向 2007 年度版』明石書店, 2008, p.62.

(6) 本稿では、中等学校に当たる公費維持学校を公費維持中等学校、初等学校に当たる公費維持学校を公費維持初等学校として、適宜区別する。

(7) 青木 前掲注 (4), p.47.

維持初等学校にも拡大し、さらに学校監査において一定の良い評価を得た優秀な公費維持学校にも適用することで、教育水準の向上を図ろうとした⁽⁸⁾。

この転換の背景として、2006年の学習到達度調査（Programme for International Student Assessment）⁽⁹⁾でのイギリスの順位が大きく下がった結果がある⁽¹⁰⁾。連立政権は、この結果を踏まえて、学校現場への権限委譲と学校側の説明責任の強化を改善策として打ち出した。つまり、質の高い学校制度を構築するために、連立政権が重要視したのは学校の自律的な運営であり、そのような意味で自由裁量を有するアカデミーが成果を上げている⁽¹¹⁾ことについて、前労働党政権のアカデミー政策を連立政権は高く評価した⁽¹²⁾。一方で、2010年時点でのアカデミーの数がわずかに約200校に過ぎないことに関しては、アカデミー政策の成果が限定的なものにとどまったことを問題視し、これまでアカデミーに課されていた様々な制約⁽¹³⁾を取り除くことによって、アカデミーが一層自由度の高い自律的な運営を行えることを目指した。

こうした方針の下、連立政権下で「2010年アカデミー法（Academy Act 2010 (c.32)）」⁽¹⁴⁾（以下「2010年法」という。）が2010年7月27日に成立した。これを根拠として、2010年以降、アカデミーの数は急速に増加し、2015年2月には4,461校となり、イングランドにおいて独立校を除いた学校のうち約2割を占めるに至っている。

2 教育及び養子縁組法案の提出から成立まで

保守党は、2015年5月の総選挙において勝利すると、連立政権の方向性を継承、強化する形でアカデミー化を更に促進するために、同年7月3日に「教育及び養子縁組法案（Education and Adoption Bill）」⁽¹⁵⁾を提出した。この法案は、アカデミー化の対象に「成績境界校（coasting school）」という新たな基準（後述）を設けること、また、従来地方当局にのみ与えられていたいくつかの権限を教育分野を担当する国務大臣（教育大臣）にも新たに付与することや学校側によるアカデミー化への異議申立ての権限を廃止すること等を規定するものであった⁽¹⁶⁾。

審議過程で主に争点となったのは、成績不振のアカデミーに改善命令を出すための規定

(8) 連立政権はまず、既にリーダーシップとマネジメントの能力に優れていることが明らかであり、アカデミーの有する自由を最大限活用できると見込まれる、Ofstedの監査において優秀（outstanding）と評価された学校にアカデミー化を促した。その後、優秀より下の評価である、良好（good）、優秀な特徴（outstanding features）を有するなどの評価がついた学校にも範囲を拡大し、アカデミーへの移行を促すようになった。青木 前掲注(4), p.49.

(9) 経済協力開発機構（OECD）による国際的な学習到達度に関する調査。15歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの三分野について、3年ごとに調査が行われる。

(10) 2006年の学習到達度調査では、2000年の結果に比べて、数学が8位から24位、科学が4位から14位等、大きく順位を下げている。Department for Education, *The Importance of Teaching: The Schools White Paper 2010*, Norwich: TSO, 2010, p.3. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/175429/CM-7980.pdf>

(11) アカデミーは全国平均を上回る成績を達成しており、全国でも最低の成績から改善している学校もいくつか存在する。また、Ofstedの2010年の評価では、全公費維持学校の18%が優秀とされたのに対し、アカデミーでは26%が優秀とされた。Ibid., p.51.

(12) Ibid., p.51.

(13) 例えば、労働党政権時代のアカデミーは全国共通カリキュラムに従い、なおかつ科学・技術・数学・コンピュータ・外国語・芸術・スポーツといった分野のいずれかの指導を特色としなければならなかった。文部科学省生涯学習政策局調査企画課『諸外国の教育の動き 2003』2003, p.46.

(14) Academy Act 2010 c.32 <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/32/schedule/2/paragraph/26>>

(15) House of Commons, “Education and Adoption Bill,” 2015.6.3. <<https://www.publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/2015-2016/0004/16004.pdf>>

(16) 岡久慶「アカデミー校拡大のための法案」『外国の立法』No.264-2, 2015.8, p.27. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9480566_po_02640212.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

の必要性と、成績境界校の定義についての2点である。

アカデミーは、教育の自由度を高めることで成績水準を向上させることを目的としているが、一方で、運営の方法によってはかえって成績の格差が生じてしまう可能性もある。実際に、連立政権下での方針転換により過去数年間でアカデミー数が急増し、アカデミー間の格差が顕在化してきており⁽¹⁷⁾、改善を要するアカデミーの存在が明らかになった。このようなアカデミーに対する改善命令に関する規定は、当初法案には含まれていなかったが、影の教育大臣である労働党のトリストラム・ハント (Tristram Hunt) 下院議員からの指摘により、新たに法案に追加された⁽¹⁸⁾。

さらに、同議員は「成績境界校」について、別に国务大臣が定める規則に基づいて決定すると法案の第1条が規定していることに対して、国务大臣の判断で恣意的に解釈し得ること、国务大臣と Ofsted との間で学校に対する評価が分かれ得ることを危惧し、その決定方法の曖昧さを批判した⁽¹⁹⁾。これに対して、ニッキー・モーガン (Nicky Morgan) 教育大臣は、「この法案は、最低基準 (floor standard) をクリアしているものの個々の児童・生徒へ適切に対応しきれていない学校などを、「成績境界校」として新たに政府介入の対象とするものである。」と答弁し、一定の基準があることを示した。成績境界校に係る規則について教育省がまとめた政策文書⁽²⁰⁾によると、教科の成績があるレベルに達した生徒の割合が公費維持初等学校で65%未満、公費維持中等学校で40%未満である学校を最低基準、公費維持初等学校で66~85%未満、公費維持中等学校で41~60%未満である学校を境界基準 (coasting standard) と定義しており、この境界基準に該当する学校が成績境界校であるとされている。最終的に第1条については原案のまま、法案は、2016年3月16日、「2016年教育及び養子縁組法」として成立した。

II 2016年教育及び養子縁組法の主な内容

「2016年教育及び養子縁組法」(以下「2016年法」という。)は、3件の異なる法律を改正するものであり、全20か条から成る。第1条から第6条までが主に学校監査制度について定めた「2006年教育及び監査法 (Education and Inspections Act 2006 (c.40))」⁽²¹⁾(以下「2006年法」という。)の改正、第7条から第14条までが2010年法の改正、第15条が養子縁組に係る手続を定めた「2002年養子縁組法 (Adoption and Children Act 2002 (c.38))」⁽²²⁾の改正であり、第16条から第20条までは、施行日等の一般規定という構成となっている。主な規定は以下のとおりである。ただし、本稿では、2006年法及び2010年法の改正部分を紹介し、養子縁組に関する規定である第15条は扱わない。

(17) 英タイムズ紙は、2016年全国テストの結果をもとに、アカデミーの上位及び下位各3校の成績を挙げている。例えば、初等学校における基準点をクリアした生徒の割合は、最上位のアカデミーは84%、最下位のアカデミーは68%(全学校の平均は80%)であった。“Huge gulf in academy standards revealed,” *Times*, May 9, 2016, p.14.

(18) House of Lords, “Library Note: Education and Adoption Bill,” 2015.10.15, p.8. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/LLN-2015-0036/LLN-2015-0036.pdf>>

(19) *ibid.*

(20) Department for Education, “Policy Paper Coasting Schools: illustrative regulations,” 2015.7.13. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/448151/Draft_coasting_regulations_-_explanatory_statement.pdf>

(21) Education and Inspections Act 2006 (c.40) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/40/contents>>

(22) Adoption and Children Act 2002 (c.38) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/38/contents>>

1 2006 年法改正部分（第 1 条～第 6 条）の概要

2006 年法は、全 10 部 191 か条及び 18 の附表で構成される、主に学校監査制度について定める法律であり、そのうち今回の改正に関連する第 4 部（第 59 条～第 73 条）は、国務大臣又は地方当局が実施する介入の対象となる学校並びに介入の種類及び手続について定めている。2016 年法は、この介入の対象、種類及び手続を改正するものである。

(1) 2006 年法の概要

2006 年法では、介入の対象となる学校として、①成績水準や学校運営の安全性に問題がある学校のうち、地方当局が発した警告通知に 15 日以内に応じなかった学校（第 60 条）、②教員の給与や処遇に問題がある学校のうち、地方当局が発した警告通知に 15 日以内に応じなかった学校（第 60A 条）、③ Ofsted の監査の結果、著しい改善を要すると判断された学校（第 61 条）、④ Ofsted の監査の結果、特別な措置が必要であると判断された学校（第 62 条）の 4 項目が定められていた。

また、介入の種類に関しては、地方当局は全ての介入対象となる学校に対して、①業務改善のために他の公費維持学校と協定を締結させる権限（第 63 条）、②当該学校の理事会の役員を追加で任命する権限（第 64 条）、③臨時の執行委員を任命する権限（第 65 条）、④当該学校の理事会への予算執行権の委任を中断する権限（第 66 条）を有していた。一方、国務大臣は、第 61 条及び第 62 条に規定される学校に対して、①当該学校の理事会の役員を追加で任命する権限（第 67 条）、②臨時の執行委員を任命する権限（第 69 条）を、第 62 条に規定される学校に対して③当該学校を閉鎖する権限（第 68 条）を有していた。

(2) 2016 年法による 2006 年法の改正

(i) 介入対象となる公費維持学校（第 1 条～第 3 条）

第 1 条は、2006 年法第 60A 条の後に第 60B 条を挿入し、同法に定義される介入の対象となる公費維持学校に「成績境界校」を加える規定である。同条において、国務大臣が「成績境界校」と判断した公費維持学校を介入の対象とすることが規定された。なお、「成績境界校」の詳細については、前述のとおり、別に国務大臣が定める規則によって定めると規定された。

第 2 条は、2006 年法第 60 条を改正するものである。第 60 条では、成績水準に問題のある又は学校の規律崩壊等によって児童生徒や学校スタッフの安全が脅かされている公費維持学校に対して、これまで地方当局のみが警告通知を発する権限を有していたが、同条によって国務大臣も直接警告通知を発することができるようになった。また、これまでは警告通知を発してから 15 日以内に学校側が何らかの対応を採らない場合に介入の対象になっていたが、その期間は警告通知内で定める期限内に置き換えられた。さらに、従来は第 60 条第 7 項において、この警告通知に対して異議を申し立てる権利が当該学校の理事会に与えられていたが、同条によって同項が削除された。そのため、介入権限がより強化された内容となっている。

第 3 条は、2006 年法第 60A 条を改正するものである。2006 年法第 60A 条は、教員の給与及び処遇に問題のある学校に対して地方当局が警告通知を発する規定であるが、第 2 条と同様に、対応期日の変更及び警告通知に対する理事会による異議申立ての権利が削除された。

(ii) 公費維持学校への介入権限（第 4 条～第 6 条）

第 4 条は、2006 年法第 67 条の前に第 66A 条を挿入し、国務大臣の介入権限を追加するものである。国務大臣は、第 60A 条を除く介入対象となった学校の理事会に対して業績の

改善を求める通知を送付するとともに、他の公費維持学校との連合⁽²³⁾を要求することができる」と規定された。なお、地方当局については、既に類似の権限が2006年法第63条において付与されている。

第6条は、国務大臣と地方当局が公費維持学校への介入についてどのように相互に通知するかを規定する。国務大臣と地方当局は、公費維持学校に係る権限を行使する前に互いに通知し合うことを義務付けられた。地方当局は、国務大臣が公費維持学校に係る権限の行使を意図していると通知を受けている場合には、国務大臣の許可なく公費維持学校に関する権限を行使することはできない。

以上の介入の対象と種類を2016年法の改正内容を踏まえてまとめたものが、表2及び表3である。

表2 介入の対象

2006年法	介入の対象
第60条	成績水準及び学校運営に問題がある公費維持学校で、 <u>国務大臣</u> （注1）及び地方当局が発した警告通知に応じなかった（注2）学校
第60A条	教員の給与及び処遇に問題がある公費維持学校で、地方当局が発した警告通知に応じなかった（注2）学校
第60B条 （注1）	<u>国務大臣によって成績境界校と判断された公費維持学校</u> （注1）
第61条	監査の結果、著しい改善を要する学校と判断された公費維持学校
第62条	監査の結果、特別な措置を要する学校と判断された公費維持学校

（注1）下線部は2016年法による挿入箇所。

（注2）警告通知に関して2006年法では、警告通知発出後の対応期間は15日間であったが、2016年法では、警告通知で定める期限内とされた。また、当該学校の理事会に与えられていた警告通知に対して異議を申し立てる権利が2016年法では削除された。

（出典）筆者作成。

表3 介入の種類とそれに対する介入者及び介入の対象

2006年法	介入の種類	介入者	介入の対象
第63条	公費維持学校間等の協力のために協定締結を要求	地方当局	第60条、第60A条、 <u>第60B条</u> 、 第61条、第62条
第64条	追加の理事の任命		
第65条	臨時執行委員の任命		
第66条	予算執行の委任を中断		
第66A条	<u>公費維持学校間等の協力のために協定締結を要求</u>	国務大臣	第60条、第60B条 第61条、第62条
第67条	追加の理事の任命		
第68条	学校閉鎖		
第69条	臨時執行委員の任命		

（注）下線部は2016年法による挿入箇所。

（出典）筆者作成。

(23) 連合とは、主に教育水準の向上を目的として労働政権下で2002年教育法に基づき導入された、単一の理事会の下で行われる複数の公費維持学校の学校間協働をいう。望田研吾「イギリスにおける学校間協働の展開」『国際教育文化研究』5号、2005.6, pp.1-16を参照。

2 2010 年法改正部分（第 7 条～第 14 条）の概要

第 7 条から第 14 条までは、2010 年法第 2 条、第 4 条及び第 5 条に定める、アカデミーへの転換に関する権限及び手続について改正する規定である。

(1) 問題を抱える公費維持学校のアカデミーへの転換（第 7 条～第 13 条）

第 7 条は、2010 年法第 4 条を改正するものである。2010 年法第 4 条はこれまで、2006 年法第 60 条から第 62 条に基づき介入の対象となる公費維持学校及び 2010 年法第 3 条に基づいて自主的に申請した学校に対して国務大臣が当該学校をアカデミーへ転換させる命令（アカデミー命令）を発することができる⁽²⁴⁾と定めていた。第 7 条によって 2010 年法第 4 条は、2006 年法第 61 条及び第 62 条に定める、監査の結果、著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校と判断された公費維持学校⁽²⁵⁾に対して、国務大臣はアカデミー命令を発しなければならないという義務規定に改正された。それ以外の 2006 年法第 60 条、第 60A 条又は第 60B 条に基づいて介入の対象となる公費維持学校に関しては、これまでと同じく、アカデミー命令を発することができるという規定となっている。なお、アカデミー命令を発することができる対象には、2016 年法第 1 条の規定によって、国務大臣が「成績境界校」と判断した公費維持学校も加えられている。

このことから、2010 年法では成績上位の公費維持学校へとアカデミー化の対象範囲の拡大を図ったのに対して、2016 年法では成績下位の公費維持学校のアカデミー化を義務化することによってアカデミー政策の促進を図っていることがうかがえる。以上を表 4 にまとめる。

表 4 アカデミー命令の対象 新旧対照表

2006年法	介入の対象	旧 (2010年法第4条)	新 (2016年法第7条)
第 60 条	成績水準及び学校運営に問題がある公費維持学校	○	○
第 60A 条	教員の給与及び処遇に問題がある公費維持学校	○	○
第 60B 条	<u>国務大臣によって成績境界校と判断された公費維持学校</u>	-	<u>○</u>
第 61 条	監査の結果、著しい改善を要する学校と判断された公費維持学校	○	◎
第 62 条	監査の結果、特別な措置を要する学校と判断された公費維持学校	○	◎

○：アカデミー命令の対象とすることができる

◎：アカデミー命令を必ず発しなければならない

(注) 下線部は 2016 年法による改正及び挿入箇所。

(出典) 筆者作成。

また、アカデミー命令の対象が、財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校などの

(24) アカデミー命令の対象は 2006 年法に定める介入の対象となる公費維持学校だが、アカデミー命令自体は、介入の一種とは定義されていない。

(25) 2006 年法第 61 条及び第 62 条は、労働党政権がアカデミー化の対象としていた、Ofsted の監査の結果、成績不振 (failing) と判断された学校をさらに二種類に分類したものである。Nerys Roberts and Tim Jarrett, "Analysis of the Education and Adoption Bill 2015-16 (Bill 4) prior to Commons Report Stage," *House of Commons Library Briefing Paper*, No.7232, 14 September 2015, p.13. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-7232/CBP-7232.pdf>>

公営学校である場合には、アカデミー協定⁽²⁶⁾の締結前に関係者（学校の評議員、財団理事、宗教団体）と事前に協議することが国務大臣に義務付けられた（第9条）。アカデミー命令が発せられた場合、アカデミー命令の対象となった学校の理事会と所管する地方当局は、当該学校のアカデミーへの転換を促進する義務を負い（第10条）、また、国務大臣は、当該学校の理事会又は地方当局に対して、学校のアカデミーへの転換を促進するためにあらゆる手段を講じるよう指示を出すことができると規定された（第11条）。

国務大臣は、一定の場合においてアカデミー命令を取り消すことができる（第12条）。例えば、アカデミー命令を出した後にアカデミーへの転換ではなく、学校を廃校にした方がよいと国務大臣が判断した場合などが挙げられる⁽²⁷⁾。また、アカデミーの所有者となる予定のチャリティは、転換前にアカデミーの事業計画を保護者と児童生徒に周知するよう義務付けられた（第13条）。

(2) 問題を抱えるアカデミーへの介入（第14条）

アカデミーが成績不振又は成績境界校であると判断された場合には、国務大臣はアカデミーの所有者であるチャリティにアカデミー協定の終了警告通知を送付する。その上で改善が見られないと判断した場合に、国務大臣は、アカデミー協定を取り消すことができると定められた。

おわりに

これまで見てきたとおり、2002年に労働党政権により、教育水準の向上を目的として導入されたアカデミー政策は、当初は成績不振で問題を抱える学校を対象とし、格差是正をその目的の一つとして推進されてきた。2010年の連立政権誕生以降は、教育水準の向上を目指してその対象を成績上位校や公費維持初等学校にも広げることでその数を順調に増やしてきた。さらに2015年の保守党単独政権下で連立政権のアカデミー拡大の方向性を引き継ぎ、成績下位校のアカデミー化を義務付けることでアカデミー政策を一層推し進めている。政府は、2016年5月に、アカデミー化された学校で全国統一テストの結果が向上していることを示して、アカデミー化を更に推し進める新たな法案「全ての生徒のための教育法案（Education for All Bill）」を提出すると予告していた⁽²⁸⁾。

(26) 2010年法第1条に規定される、国務大臣並びにアカデミー命令を受けた公費維持学校及び関係者との間で交わされるアカデミーへの転換に関する取決め。アカデミー協定には、アカデミーに関する合意とアカデミーへの助成金に関する協定の2種類が含まれる。Academy Act 2010, *op.cit.*(14)

(27) “Education and Adoption Act 2016: commentary on provisions of Act.” <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/6/notes/division/6/index.htm>> の section12 参照。

(28) 法案は、アカデミー化を一層促進することを目的とし、従来地方自治体に課せられていた学校改善の責任を各学校に移し、地方自治体にはアカデミー化促進のための新たな役割を与える規定を設けるものと予告されていた。“The Queen’s Speech 2016,” 2016.5.18, pp.34-35. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/524040/Queen_s_Speech_2016_background_notes_.pdf> しかし、2016年7月に新政権が発足すると、テリーザ・メイ（Theresa May）首相は、自身の出身校でもある公立進学校であるグラマースクールを復活させる方針を公表した。グラマースクールは成績優秀な児童のみが入学を許される制度のため、社会の「階級」が色濃く反映されるとの批判があり、1970年代半ばに廃止の方針が打ち出され、1998年には、労働党のトニー・ブレア（Tony Blair）政権がグラマースクールの新規開設を禁止していた。メイ首相は10月5日の演説で、このグラマースクールの新規開設禁止の措置を解除することを表明した。そのため、全ての生徒のための教育法案は2016年11月現在、未だ提出されていない。佐藤丈治「労働者階級のための政府へ路線転換—保守党大会(3)—（英国）」『世界のビジネスニュース（通商弘報）』2016.10.25. 日本貿易振興機構（ジェトロ）ウェブサイト <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/10/593723d5b7ab33ef.html>>

ただし、2015年1月に公表された下院教育特別委員会によるアカデミーに関する議会報告では、アカデミーが教育水準の向上に資するかの判断は現段階では時期尚早であり、さらに教育格差の縮小に貢献しているか否かを判断する上でも根拠が乏しいと報告されている⁽²⁹⁾。また、アカデミーに雇用される教員は労働時間や給与もアカデミー側の裁量によって決められることなどから、2016年6月にはイングランド最大の教員組合がアカデミー化に反対するストライキを起こすなど、教育現場では反対の声も根強い⁽³⁰⁾。そのような状況で、今後のアカデミー政策がどのような方向に向かうのか注目される。

(たむら ゆうこ)

(29) House of Commons Education Committee, *Academies and free schools: Forth report of session 2014-15*, HC258, January 28, 2015, p.66. <<http://www.parliament.uk/documents/commons-committees/Education/report-education-academies-and-schools.pdf>>

(30) “Teachers strike over spread of academies,” *Times*, June 24, 2016, p.10.

2016年教育及び養子縁組法（抄）

Education and Adoption Act 2016 (c.6)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 田村 祐子訳
調査及び立法考査局英米法研究会訳*

【目次】

問題を抱える公費維持学校：介入の対象

- 第1条 成績境界校
- 第2条 成績水準及び安全警告通知
- 第3条 その他の警告通知

問題を抱える公費維持学校：介入権限

- 第4条 理事会に協定を締結するよう要求する権限
- 第5条 臨時執行委員の任命
- 第6条 介入権限間の相互の措置

問題を抱える公費維持学校：アカデミーへの転換

- 第7条 アカデミー命令を発する義務
- 第8条 転換についての協議
- 第9条 特定の場合におけるアカデミーの賛助者の身元についての協議
- 第10条 転換を促進する義務
- 第11条 転換に関する指示を行う権限
- 第12条 アカデミー命令を取り消す権限
- 第13条 学校の改善計画についての情報を伝達する義務

問題を抱えるアカデミー：介入権限

- 第14条 問題を抱えるアカデミー

養子縁組

- 第15条 地方当局の養子縁組事務：共同手続（略）

総則

- 第16条 派生的廃止
- 第17条 経過的、留保的及び派生的規定
- 第18条 適用範囲
- 第19条 施行
- 第20条 略称

[長文題名]

イングランドにおいて問題を抱える学校に関して、アカデミーへの転換及び介入権限に

* この翻訳は、Education and Adoption Act 2016 (c.6) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/6/contents>> を訳出したもので、英米法研究会の平成28年8月から平成28年11月までの活動の成果である。当会の構成メンバー（当時）は、井樋三枝子、伊藤暁子、岡久慶、萩原真由美、黒川直秀、田中嘉彦、田村英彰、田村祐子、原田圭子、山田邦夫である。脚注は訳者によるものである。以下、インターネット情報は、2016年11月30日現在である。
[] は訳者による補記である。

ついでに規定を含む規定を定め、並びにイングランドにおいて地方当局の養子縁組事務を遂行するための共同手続に関して定める法律

[2016年3月16日制定]

この法律は、女王陛下により、現在の議会に参集した聖俗貴族院議員及び庶民院議員の助言と承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定する。

問題を抱える公費維持学校：介入の対象

第1条 成績境界校

- (1) 2006年教育及び監査法⁽¹⁾を次のように改める。
- (2) 第59条（「公費維持学校」及び「介入の対象」の定義）中第(2)項の適切な箇所に「第60B条（成績境界校）」を加える。
- (3) 第60A条の次に次の一条を加える。

「第60B条成績境界校

- (1) 次の各号に該当する公費維持学校は、この条により介入の対象とする。
 - (a) 当該学校が成績境界校であること。
 - (b) 国務大臣が、当該学校の理事会に対して、当該学校が成績境界校であることを通知したこと。
- (2) 国務大臣は、規則により、当該規則で指定される特定の学校に関しては、この条は適用しないことを定めることができる。
- (3) 国務大臣は、規則により、この条が適用される学校に関連して「成績境界」の意義を定めなければならない。」
- (4) 第182条（命令及び規則の議会統制）中第(3)項第(a)号の次に次の一号を加える。
「第(aza)号 第60B条第(3)項（学校に関連して「成績境界」を定義する規則）に基づき定められる第一の規則、」

第2条 成績水準及び安全警告通知

- (1) 2006年教育及び監査法を次のように改める。
- (2) 第60条（成績水準及び安全に係る警告通知）⁽²⁾については、次に定めるとおりとする。
 - (a) 「地方当局」の語は、全て「関係当局」に改める。
 - (b) 第(1)項を次のように改める。
 - (1) 次の各号に該当する公費維持学校は、この条により介入の対象とする。
 - (a) 関係当局が、第(2)項に従い、当該公費維持学校の理事会に対して警告通知を行ったこと。
 - (b) 当該通知で指定された法令遵守のための期間（「法令遵守期間」）が期限切れとなったこと。
 - (c) 当該理事会が、法令遵守期間の終了までに、通知に対して、関係当局が満足す

(1) Education and Inspections Act 2006 (c.40) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/40/contents>>

(2) 2006年法第60条第(2)項では、①教育水準が著しく低く、介入しない限り改善が見込めない場合、②教育水準に悪影響を与えるような学校運営上の深刻な規律の崩壊があった場合、③規律の崩壊又は他の理由により児童生徒及び学校職員の安全が脅かされる場合に地方当局が警告通知を発することができることと定めていた。なお、この警告通知を発する権限は2016年法第2条第(2)項によって国務大臣にも与えられることとなった。

るように応じることができず又は応じなかったこと。

(d) 関係当局が、当該理事会に対して、第 63 条から第 69 条までの一以上の規定に基づく関係当局の権限を（1998 年学校水準及び枠組法⁽³⁾ 第 62 条第 (2A) 項第 (c) 号に基づく通知と同時にを行うか否かを問わず）行使することを提案すると、合理的な通知を書面で行ったこと。」

(c) 第 (4) 項⁽⁴⁾ 第 (c) 号を次のように改める（ただし、文末の「及び」を除く。）。

「(c) 第 (1) 項第 (c) 号の目的に照らした法令遵守期間」

(d) 第 (4) 項第 (d) 号中「第 66 条」を「第 69 条」に改める。

(e) 第 (4) 項の次に次の二項を加える。

「(4A) 地方当局は、国務大臣が公費維持学校の理事会に対して警告通知を行ったことの通知を受けた場合には、警告通知を行うことができると国務大臣が知らせない限り又は知らせるまで、警告通知を行ってはならない。

(4B) 国務大臣が公費維持学校の理事会に対して警告通知を行った場合には、地方当局が公費維持学校に対し以前に行った警告通知は、それ以降は効力を失う。」

(f) 第 (5) 項⁽⁵⁾ を削除する。

(g) 第 (6) 項の次に次の二項を加える。

「(6A) 地方当局が公費維持学校の理事会に対して警告通知を行った場合には、同時に、当該警告通知の写しを国務大臣に提出しなければならない。

(6B) 国務大臣は、公費維持学校の理事会に対して警告通知を行った場合には、同時に、当該警告通知の写しを地方当局に交付しなければならない。」

(h) 第 (7) 項から第 (9) 項までを削除する。

(i) 第 (10) 項を次のように改める。

「(10) この条における「関係当局」とは、次の各号のいずれかをいう。

(a) 地方当局

(b) 国務大臣」

(3) 第 63 条（理事会に協定を締結するよう要求する地方当局の権限）第 (3) 項中「第 60 条第 (10) 項」を「第 60 条第 (1) 項第 (b) 号」に改める。

(4) 第 64 条（追加の理事を任命する地方当局等の権限）第 (2) 項中「第 60 条第 (10) 項」を「第 60 条第 (1) 項第 (b) 号」に改める。

(5) 第 66 条（委任予算の権利を一時停止する地方当局の権限）第 (2) 項中「第 60 条第 (10) 項」を「第 60 条第 (1) 項第 (b) 号」に改める。

(6) 第 69A 条（地方当局に対して成績水準及び安全に係る警告通知を行うよう指示する国務大臣の権限）を削除する。

(7) 第 73 条（解釈）中「実働日」の定義を削除する。

第 3 条 その他の警告通知

(1) 2006 年教育及び監査法を次のように改める。

(2) 第 60A 条（教員の給与及び処遇に係る警告通知）については、次に定めるとおりとする。

(3) School Standards and Framework Act 1998 (c.31) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/31/contents>>

(4) 地方当局が通知する「警告通知」の内容について定める規定。

(5) 2006 年法第 60 条第 (5) 項、第 (7) 項、第 (8) 項及び第 (9) 項は、警告通知を受けた公費維持学校の理事会が、通知内容について異議申立てできる権利及び異議申立ての手續について定めていた。

(a) 第(1)項を次のように改める。

「(1) 次の各号に該当する公費維持学校は、この条により介入の対象とする。

(a) 地方当局が、第(2)項に従い、当該公費維持学校の理事会に対して警告通知を行ったこと。

(b) 当該通知で指定された法令遵守のための期間⁽⁶⁾(「法令遵守期間」)が期限切れとなったこと。

(c) 当該理事会が、法令遵守期間の終了までに、通知に対して、地方当局が満足するように応じることができず又は応じなかったこと。

(d) 地方当局が、当該理事会に対して、第64条から第66条までの一以上に基づく関係当局の権限を行使することを提案すると、合理的な通知を書面で行ったこと。」

(b) 第(4)項第(c)号を次のように改める(ただし、文末の「及び」を除く。)

「(c) 第(1)項第(c)号の目的に照らした法令遵守期間」

(c) 第(5)項を削除する。

(d) 第(6)項中第(a)号の前に次の一号を加える。

「第(zα)号 国務大臣」

(e) 第(7)項から第(10)項までを削除する。

(3) 第64条(追加の理事を任命する地方当局等の権限)第(2)項中「第60A条第(10)項」を「第60A条第(1)項第(b)号」に改める。

(4) 第66条(委任予算の権利を一時停止する地方当局の権限)第(2)項中「第60A条第(10)項」を「第60A条第(1)項第(b)号」に改める。

(5) 第69B条(地方当局に指示する国務大臣の権限)第(3)項中

(a) 第(c)号を削除する。

(b) 第(d)号において、「第60A条第(10)項」を「第60A条第(1)項第(b)号」に改める。

問題を抱える公費維持学校：介入権限

第4条 理事会に協定を締結するよう要求する権限

2006年教育及び監査法第67条の前に次の一条を加える。

「第66A条 理事会に協定を締結するよう要求する国務大臣の権限⁽⁷⁾

(1) 公費維持学校が第60A条⁽⁸⁾による場合を除いて介入の対象となるときはいつでも、(第(3)項に従い)国務大臣は、当該学校における成績を改善することへの意見とともに、当該学校の理事会に対して、次の各号に掲げるいずれかを要求する通知を行うことができる。

(a) 助言的な性質を持つ指定の役務を当該理事会に提供するために、指定の者(他の学校の理事会であってもよい。)と契約その他の協定を締結すること。

(b) 2002年教育法第26条(学校間の協力)⁽⁹⁾により認められた指定の協定を、指

(6) 法令遵守のための期間は、これまで15実働日以内と定められていたが、改正により、警告通知内で設定した期間に改められた。

(7) 地方当局については、2006年教育及び監査法第63条により、同等の権限が既に与えられている。対象となった公費維持学校への政府介入の一種であり、2006年教育及び監査法はこのほか、当該公費維持学校の理事会役員を追加で任命する権限などを政府介入として規定している。

(8) 2006年教育及び監査法第60A条では、地方当局が教員の給与及び処遇に問題のある公費維持学校に対して警告通知を発する権限について定める。

定される他の学校の理事会と締結すること。

- (c) この法律の第166条（協力協定：公費維持学校及び継続教育団体）⁽¹⁰⁾に基づく規則により認められた指定の協定を、同条における意義に従う他の教育団体と締結すること。
- (d) 2002年教育法第24条第(2)項⁽¹¹⁾の定義により、連合の創設又は連合への参加の目的に照らして、指定の方策を講じること。
- (2) 国務大臣は、第(1)項により与えられた権限を行使する前に、次の各号に掲げる者と協議しなければならない。
- (a) 当該学校の理事会
- (b) イングランド国教会学校又はローマカトリック教会学校である地方補助学校⁽¹²⁾又は有志団体立学校⁽¹³⁾にあつては、教区の適切な機関
- (c) その他の地方補助学校又は有志団体立学校にあつては、財団理事を任命した一又は複数の者
- (3) 第60条（成績水準及び安全に係る警告の対象となる学校）により、当該学校が介入の対象となる場合には、第(1)項により与えられた権限は、（第60条第(1)項第(b)号の定義による）遵守期間の終了後2か月間に限って行使できる。
- (4) 第(1)項第(a)号に基づく通知は、契約その他の協定に、指定の条件を加えるよう要求することができる。」

第5条 臨時執行委員の任命

2006年教育及び監査法附則第6（臨時執行委員で構成される理事会）第5条の次に次の一条を加える。

「第5A条 国務大臣は、適切な当局が地方当局である場合には、当該地方当局に次の各号に係る指示を行うことができる。

- (a) 臨時執行委員として任命される者
- (b) 臨時執行委員として任命される者の数
- (c) 臨時執行委員の任命条件
- (d) 第5条に基づいて定められた規定に従った任命の終了」

(9) Adoption and Children Act 2002 (c.38) <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2002/38/contents>> 2002年教育法第26条では、同法第24条に定める学校連合（後掲注(11)参照）には至らないものの、複数の理事会が理事会全体としてあるいは合同委員会によって、共同で義務を遂行するために協働することを認める規則を制定することを定める。また、協働を望むが、単一の理事会の下での学校の連合は希望しない理事会が、合同委員会又は合同会議を設置することを認める規定である。望田研吾「イギリスにおける学校間協働の展開」『国際教育文化研究』5号、2005.6, p.3を参照。

(10) 第166条は、公費維持学校と継続教育学校が協力に関する協定を結ぶことを可能とする規定である。継続教育学校とは、16歳までの義務教育を終えた後の段階の職業教育学校を指す。文部科学省『諸外国の初等中等教育』（教育調査第150集）文部科学省生涯学習政策局、2015, pp.99-101。

(11) 連合とは、主に教育水準の向上を目的として労働政権下で2002年教育法に基づき導入された、単一の理事会の下で行われる複数の公費維持学校の学校間協働をいう。2002年教育法第24条第(2)項は、「連合」を同条に定める連合した公費維持学校の集合体、「連合学校（federated school）」を連合の一部を構成する公費維持学校と定義している。同条は、2校以上の公費維持学校が単一の理事会の下で連合することを可能にするとともに、連合の決定は、関係者との協議を含む定められた条件と手続に則して当該理事会によって行われなければならないと規定している。望田 前掲注(9), p.3。

(12) 原語は、‘foundation school’。地方当局から独立して、宗教団体を含む学校設置団体により設置・所有される学校。

(13) 原語は、‘voluntary school’。宗教団体などの民間団体により設置・所有される学校。

第6条 介入権限間の相互の措置

- (1) 2006年教育及び監査法を次のように改める。
- (2) 第64条（追加の理事を任命する地方当局等の権限）については、次に定めるとおりとする。
 - (a) 第(1)項中「第(1A)項及び第(2)項」を「第(2)項」に改める。
 - (b) 第(1A)項を削除する。
- (3) 第70条の次に次の三条を加える。

「異なる介入権限間等の相互の措置

第70A条 地方当局と国務大臣が相互に通知する義務

- (1) 地方当局は、第63条、第64条又は第66条の規定に基づき公費維持学校に係る権限を行使する前に、国務大臣に通知しなければならない。
- (2) 国務大臣は、第66A条から第69条までの規定に基づき公費維持学校に係る権限を行使する前に、地方当局に通知しなければならない。

第70B条 地方当局が介入の権限を使用することに対する制限

- (1) この条は、国務大臣が第66A条から第69条までのいずれかの規定に基づき公費維持学校に係る権限の行使を意図していることについて地方当局が通知を受けた場合に適用する。
- (2) 地方当局は、第63条、第64条又は第66条のいずれかの規定に基づく公費維持学校に係る権限を使用することができると、国務大臣が通知しない限り又は通知するまで、当該権限を行使してはならない。

第70C条 臨時執行委員の責任を引き受ける国務大臣の権限

- (1) この条は、地方当局が第65条（臨時執行委員で構成される理事会）に基づき、公費維持学校の理事会に通知を交付した場合に適用する。
- (2) 国務大臣は、地方当局に通知を交付することによって、臨時執行委員に関連する協定の責任を引き受けることができ、国務大臣が責任を負う場合において、次の各号に定めるとおりとする。
 - (a) 地方当局が第65条に従って行った通知は、国務大臣が第69条に従って行ったものとして取り扱うものとする。
 - (b) 附則第6に基づき地方当局によって又は地方当局に関して行われたことは全て、国務大臣によって又は国務大臣に関して行われたものとして取り扱うものとする。」

問題を抱える公費維持学校：アカデミーへの転換

第7条 アカデミー命令を発する義務

- (1) 2010年アカデミー法第4条⁽¹⁴⁾(アカデミー命令)を次のように改める。

(14) 2010年アカデミー法第4条はこれまで、2006年教育及び監査法第60条から第62条までに定める政府介入の対象となる公費維持学校及び、2010年アカデミー法第3条に定める自主申請をした公費維持学校に対して、国務大臣がアカデミー命令を発することができることを定めていた。2016年教育及び養子縁組法第7条第(2)項及び第(3)項によって、2006年教育及び監査法第61条及び第62条に定める、学校監査の結果、著しい改善を要する又は特別な措置を要すると判断された学校については、必ずアカデミー命令を発しなければならないという義務規定に改正された。

(2) 第(1)項の前に次の一項を加える。

「(A1) 国務大臣は、2006年教育及び監査法第61条又は第62条（著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校）により介入の対象となるイングランドの公費維持学校に関して、アカデミー命令を発しなければならない。」

(3) 第(1)項第(b)号中「(2006年教育及び監査法第4部における意義に従い)」の次に「2006年教育及び監査法第61条又は第62条による場合を除き」を加える。

第8条 転換についての協議

2010年アカデミー法第5条（転換に係る協議）を次のように改める。

「第5条 転換についての協議：介入の対象とならない学校

(1) イングランドにおける公費維持学校がアカデミーに転換される前に、当該学校の理事会は、当該転換を行うべきか否かについて適切と考える者と協議しなければならない。

(2) ただし、第4条第(A1)項又は第(1)項第(b)号に基づくアカデミー命令が当該学校に関して効力を有する場合には、この条は適用しない。

(3) この条の目的に照らした協議は、当該学校に関するアカデミー命令又はアカデミー命令の申請⁽¹⁵⁾の前又は後に行うことができる。

(4) 連合学校の場合には、第(1)項にいう理事会は、全ての理事会構成員を含む。」

第9条 特定の場合におけるアカデミーの賛助者の身元についての協議

2010年アカデミー法第5条の次に次の一条を加える。

「第5A条 特定の場合におけるアカデミーの賛助者の身元についての協議

(1) この条は、第4条第(A1)項に基づくアカデミー命令が、財団を有する地方補助学校又は有志団体立学校に関して効力を有する場合に適用する。

(2) 国務大臣は、当該学校に係るアカデミー協定を締結する前に、協定を締結する予定の者の身元について次の各号に掲げる者と協議しなければならない。

(a) 学校の評議員⁽¹⁶⁾

(b) 財団理事を任命した一又は複数の者

(c) 宗教的性格を有する学校にあっては、適切な宗教団体

(3) この条において、学校に関連する「適切な宗教団体」とは、次の各号のいずれかに掲げる団体をいう。

(a) イングランド国教会学校又はローマカトリック教会学校にあっては、教区の適切な機関

(b) その他のあらゆる場合には、1998年学校水準及び枠組法第88F条第(3)項⁽¹⁷⁾第(e)号により規定されている指定された宗教又は宗派を代表する団体又は個人

(4) 複数の宗教又は宗派が指定された学校の場合には、「適切な宗教団体」とは、関係する全ての団体を指すものとする。

(5) 第(3)項及び第(4)項において、「指定された」とは、1998年学校水準及び枠組法

(15) 2010年アカデミー法第3条において、アカデミー命令は、学校からの自主的な申請を受けて発することもできることが規定されている。

(16) 原語は、‘the trustees of the school’。

(17) 1998年学校水準及び枠組法第88F条第(3)項は、学校の入学要項や入学定員を決定するのに適切な団体を定める規定であり、第(e)号は、宗教的性格を有する地方補助学校又は有志団体立学校の場合には、宗教又は宗派を代表する団体又は個人と規定されている。

第 69 条第 (3) 項⁽¹⁸⁾に基づく、学校に係る命令において指定されたことをいう。

- (6) この条及び 1998 年学校水準及び枠組法において用いられる文言の意義は、同法における意義と同一とする。」

第 10 条 転換を促進する義務

2010 年アカデミー法第 5A 条（上記第 9 条により挿入）の次に次の一条を加える。

「第 5B 条 転換を促進する義務

- (1) 第 4 条第 (A1) 項又は第 (1) 項第 (b) 号に基づくアカデミー命令が学校に関して効力を有する場合には、当該学校の理事会及び地方当局は、当該学校のアカデミーへの転換を促進するために合理的な全ての方策を講じなければならない。
- (2) 国務大臣が、当該理事会又は地方当局に対して、指定の者とのアカデミー協定を締結する意向を通知した場合には、第 (1) 項に基づく義務は、当該者とのアカデミー協定の締結を促進するための合理的な全ての方策を講じることを含む。」

第 11 条 転換に関する指示を行う権限

2010 年アカデミー法第 5B 条（上記第 10 条により挿入）の次に次の一条を加える。

「第 5C 条 転換に関する指示を行う権限

- (1) 第 4 条第 (A1) 項又は第 (1) 項第 (b) 号に基づくアカデミー命令が学校に関して効力を有する場合には、国務大臣は、当該学校のアカデミーへの転換を促進するために、当該学校の理事会又は地方当局に対して、指定の方策を講じるよう指示することができる。
- (2) 指示は、当該理事会又は地方当局に対して、第 8 条又は附則第 1 第 1 部にに基づく計画の草案を作成することを特に要求することができる。
- (3) 指示は、方策を講じるべき期限を指定することができる。」

第 12 条 アカデミー命令を取り消す権限

2010 年アカデミー法第 5C 条（上記第 11 条により挿入）の次に次の一条を加える。

「第 5D 条 第 4 条第 (A1) 項又は第 (1) 項第 (b) 号に基づくアカデミー命令を取り消す権限

- (1) 国務大臣は、命令により、第 4 条第 (A1) 項又は第 (1) 項第 (b) 号に基づくアカデミー命令を取り消すことができる。
- (2) 国務大臣は、アカデミー命令を取り消した場合には、第 4 条第 (4) 項に基づきアカデミー命令の写しを交付した全ての者に、[取消] 命令の写しを交付しなければならない。
- (3) （この法律の第 17 条第 (4) 項により適用された）1996 年教育法第 568 条第 (1) 項（命令は委任立法により発せられるべきこと）にかかわらず、この条に基づき命令を発する国務大臣の権限は、委任立法により行使することを要しない。」

第 13 条 学校の改善計画についての情報を伝達する義務

2010 年アカデミー法第 5D 条（上記第 12 条により挿入）の次に次の一条を加える。

「第 5E 条 学校の改善計画についての情報を伝達する義務

- (1) 問題を抱えるイングランドの公費維持学校がアカデミーに転換される前に、アカデミーの所有を提案された者は、当該学校に登録された児童生徒の登録された両

(18) 1998 年学校水準及び枠組法第 69 条第 (3) 項は、国務大臣が、ある地方補助学校又は有志団体立学校が宗教的性格を有する学校であると指定した場合、当該学校は宗教的性格を有するという規定である。

親に対して、所有を提案された者が策定する当該学校の改善計画について情報を伝達しなければならない。

- (2) 第1項の目的に照らして、次の各号を定める。
- (a) 「アカデミーの所有を提案された者」とは、国務大臣が当該学校に関して、アカデミー協定を締結することを提案している者又は締結した者をいう。
- (b) ある学校が「問題を抱える」とは、2006年教育及び監査法第4部における意義に従い介入の対象となる場合をいう。」

問題を抱えるアカデミー：介入権限

第14条 問題を抱えるアカデミー

2010年アカデミー法第2条の次に次の四条を加える。

「第2A条 アカデミー合意：成績不振の学校についての規定

- (1) アカデミースクール又はオルタナティブ教育アカデミー⁽¹⁹⁾に係るアカデミー合意は、次の各号に該当する場合には、国務大臣による合意の破棄を認める規定を含まなければならない。
- (a) 当該アカデミーに関して特別な措置をとることを要すること。
- (b) 当該アカデミーが著しい改善を要すること。
- (2) 当該アカデミー合意は、前項に掲げる理由の一によって合意を破棄する前に、意見陳述の機会を所有者に与えるよう国務大臣に義務付けなければならない。
- (3) この条の目的に照らして、2005年教育法第13条第(3)項第(a)号に基づいて主任視学官⁽²⁰⁾が通知を交付した場合には、アカデミーに関して特別な措置をとることを要し、又はアカデミーが著しい改善を行うことを要する⁽²¹⁾。

第2B条 アカデミー合意：成績境界校についての規定

- (1) アカデミースクール又はオルタナティブ教育アカデミーに係るアカデミー合意は、次の各号に該当する場合には、国務大臣による合意の破棄を認める規定を含まなければならない。
- (a) アカデミーが成績境界校であること。
- (b) 国務大臣が、所有者に対して、当該アカデミーが成績境界校であることを通知したこと。
- (2) アカデミー合意は、国務大臣に対して、前項の理由によって合意を破棄する前に、所有者に対して、破棄警告通知を行うよう義務付けなければならない。
- (3) 破棄警告通知とは、所有者に次の各号に掲げる行為を要求する通知をいう。
- (a) 指定の日までに、アカデミーを改善するために指定された対応策を講じること。
- (b) 指定の日までに、意見陳述によって又は当該対応策を講じること合意する

(19) アカデミーは一般的なアカデミースクールとオルタナティブ教育アカデミーに大別される。本稿におけるオルタナティブ教育アカデミーとは、義務教育年齢にあるが疾病又はその他の理由により、一定期間適切な教育を受けられない者に、全日制又は定時制の教育を提供するアカデミーである。

(20) 原語は、'Chief Inspector'。主任視学官は、主任勅任視学官 (Her Majesty's Chief Inspector: HMCI) とも呼ばれる教育水準局 (Office for Standards in Education: OFSTED) の長であり、監査対象機関に対する定期的な監査制度を管理・統制する責任を負う。

(21) 2005年教育法第13条第(3)項第(a)号では、主任視学官は、監査の結果、著しい改善を要する学校又は特別な措置を要する学校と判断した場合には、その旨を国務大臣と地方当局に通知する義務を負うことを規定している。

ことによって国務大臣に応答すること。

- (4) アカデミー合意は、アカデミーが成績境界校であるという理由で当該合意を破棄する権限が、(予定された期間内に、指定された行動をとることができなかつたか、応答することができなかつたかにかかわらず) 所有者が破棄警告通知に従わなかつた場合にのみ行使できることを定めなければならない。
- (5) 国務大臣は、規則により、当該規則において指定された特定のアカデミーに関しては、この条を適用しないことを定めることができる。
- (6) この条が適用されるアカデミーに関して「成績境界」の意義は、2006年教育及び監査法第60B条が適用される学校に関する、同条第(3)項に基づく規則により定めるところによる。

第2C条 第2A条及び第2B条 補足一新合意

- (1) アカデミー合意は、次の各号に関する追加的規定を含むことができる。
 - (a) 第2A条又は第2B条により要求される規定に従い、当該合意を破棄するための手続
 - (b) 前号に従った、当該合意の破棄の結果
- (2) この条は、2016年教育及び養子縁組法第14条の施行期日より前になされた合意には適用しない(ただし、第2D条を参照)。

第2D条 第2A条及び第2B条 補足一旧合意

- (1) 旧アカデミー合意は、新たな破棄権限を含むものとして扱うものとする。
- (2) 旧アカデミー合意における当該合意を破棄する手続に関する規定は、新たな破棄権限には適用しない。
- (3) 第(4)項及び第(5)項は、旧アカデミー合意が次の各号に掲げる要件を満たす場合に適用する。
 - (a) 当該合意の破棄の結果についての規定(「関連規定」)を含むこと。
 - (b) 当該関連規定が、新たな破棄権限に従った破棄を対象とし得るように示されていること。
- (4) 当該関連規定は、新たな破棄権限に従った破棄に適用する。
- (5) 当該関連規定が、合意の破棄の理由が所有者による合意違反かその他のものかによって異なる結果を規定する場合には、新たな破棄権限に従った破棄は、所有者による違反に基づく破棄として扱うものとする。
- (6) この条において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

アカデミー合意に関する「新たな破棄権限」とは、第2A条及び第2B条が要求する規定に従って破棄する権限をいう。

「旧アカデミー合意」とは、2016年教育及び養子縁組法第14条の施行期日より前に発せられたアカデミー合意をいう。」

養子縁組

第15条 地方当局の養子縁組事務：共同手続(略)

総則

第16条 派生的廃止

この法律による改正の結果、次の各号に掲げる規定を廃止する。

- (a) 2009年養成訓練、技能、子ども及び学習法附則第13第6条第(2)項及び第(3)項並びに第11条
- (b) 2011年教育法第44条第(3)項及び第56条
- (c) 2014年子ども及び家族法第4条

第17条 経過的、留保的及び派生的規定

- (1) 国務大臣は、規則により、この法律のいずれかの規定の施行に従った経過的又は留保的規定を定めることができる。
- (2) 国務大臣は、規則により、この法律のいずれかの規定の施行に関連して派生的規定を定めることができる。
- (3) 第(2)項に基づく規則は、この法律より前に又は同一会期において成立し又は制定された法律により、又はこれに基づいて定められるいかなる規定も、改正、廃止又は撤回することができる。
- (4) この条に基づく規則は、委任立法により定めるものとする。
- (5) 第(2)項に基づく規則を含み、法律により定められた規定を改正又は廃止する委任立法は、当該委任立法の法案が英国議会両院に提出され、決議によって承認されない限り、定めてはならない。
- (6) 第(2)項に基づく規則を含むその他の委任立法は、英国議会のいずれかの院の決議に従って廃止される。

第18条 適用範囲

この法律は、イングランド及びウェールズのみ適用する。

第19条 施行

- (1) 第17条及び第18条並びにこの条及び第20条は、この法律が成立した日に施行する。
- (2) この法律のその他の規定は、国務大臣が委任立法で定める規則により定める日⁽²²⁾に施行する。
- (3) 異なる目的のために異なる施行期日を指定することができる。

第20条 略称

この法律は、2016年教育及び養子縁組法と引用することができる。

(たむら ゆうこ)

(22) 第1条は2016年9月5日、第2条から第14条までは2016年4月18日に施行された。The Education and Adoption Act 2016 (Commencement No. 2) Regulations 2016. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/866/regulation/2/made>>; The Education and Adoption Act 2016 (Commencement, Transitional Provisions and Savings) Regulations 2016. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/466/regulation/2/made>>